

# 地域支援について

相澤 仁

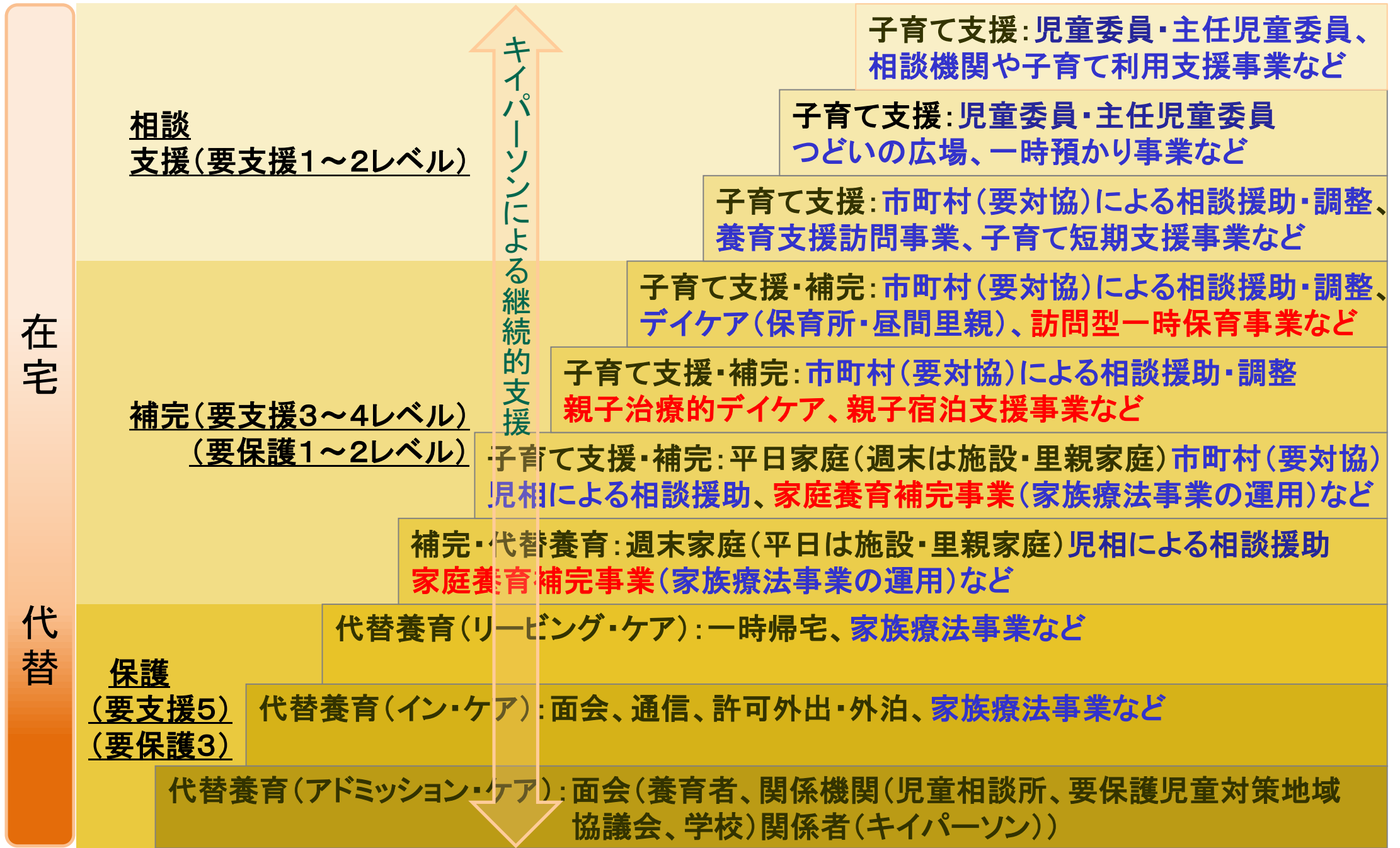
# 在宅支援と代替養育による併用

—子どもの最善の利益・家庭養育優先原則を推進するために—

- 社会的養護における在宅支援と代替養育の連続性を考慮した場合、代替養育の場で生活しながらも、週末は実家庭で生活したり、普段は家庭で生活しながらも、定期的に代替養育の場で生活して親子関係再構築の一助としたり、里親家庭で生活しながらも、必要に応じて宿泊を伴った施設の活用を行うなど、柔軟な制度的運用を含め、多様な子どもの養育支援モデルの構築が重要である。子どもの治療的機能を担う施設の活用も考慮し、国は複数の措置なども認めつつ、できるだけ家庭生活を可能にすることが必要である。(社会的養育ビジョン)

(参考) 第四十八条の三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

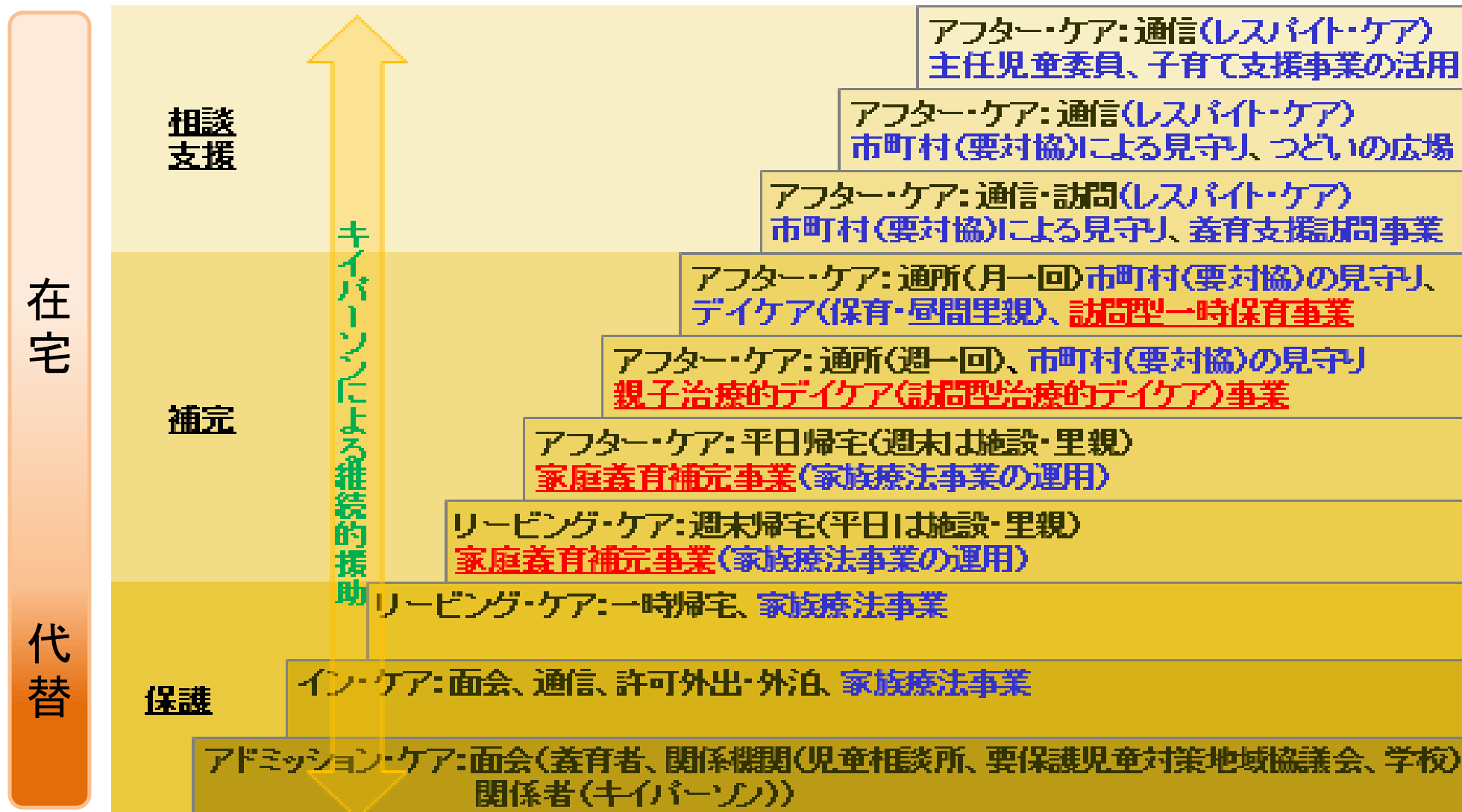
# 図1 スモールステップができる子ども家庭支援システムの構築(プラン)



※ 子育て支援などには障害児支援などを含む

# 相談～保護間の双方向による支援

図2 スモールステップによる子ども家庭支援システム(案)



「突然の環境の変化ではなく、新しい環境との行き来を行う等、少しずつステップを踏んで新しい環境への適応がしやすいような方法も取り入れるべきである。」(社会的養育ビジョン「移行期ケア」より)

# 課題：社会的養護における補完的機能の拡充

家族療法事業、ショートステイ・トワイライトステイ事業の活用・拡充などにより、  
次のような事業の実施

## 1. 「親子(母子)治療的デイケア事業(仮称)」

- ・ 乳児院などの児童福祉施設において、不安・ストレスなど心理的な問題を抱えている親子に対する在宅支援や施設退所後の子ども・保護者に対するアフターフォローアップとして、施設の地域交流スペースなどを活用して、親子のニーズに応じて親子で利用できる心理治療的なデイケアを行うような事業

## 2. 「親子宿泊支援事業(仮称)」

- ・ 乳児院などの児童福祉施設に設置している親子訓練室等を活用して、軽度な虐待あるいは育児ノイローゼぎみの親等をその子どもとともに短期間宿泊してもらい、メンタルケア、育児及び家事支援等を行う在宅支援事業。

## 3. 「家庭養育補完事業(仮称)」

- ・ 乳児院などの児童福祉施設において、身体的疾患や精神的な障害があり、毎日連続して養育ができない保護者など、その保護者の状況によって子どもを毎週数日間施設や里親家庭で預かるといった子育て家庭の養育を補完するような事業



里親などの有効活用

# 地域における養育・支援の連続性の確保

## 汽水域の充実強化による家庭養育支援

淡水域

汽水域

海水域

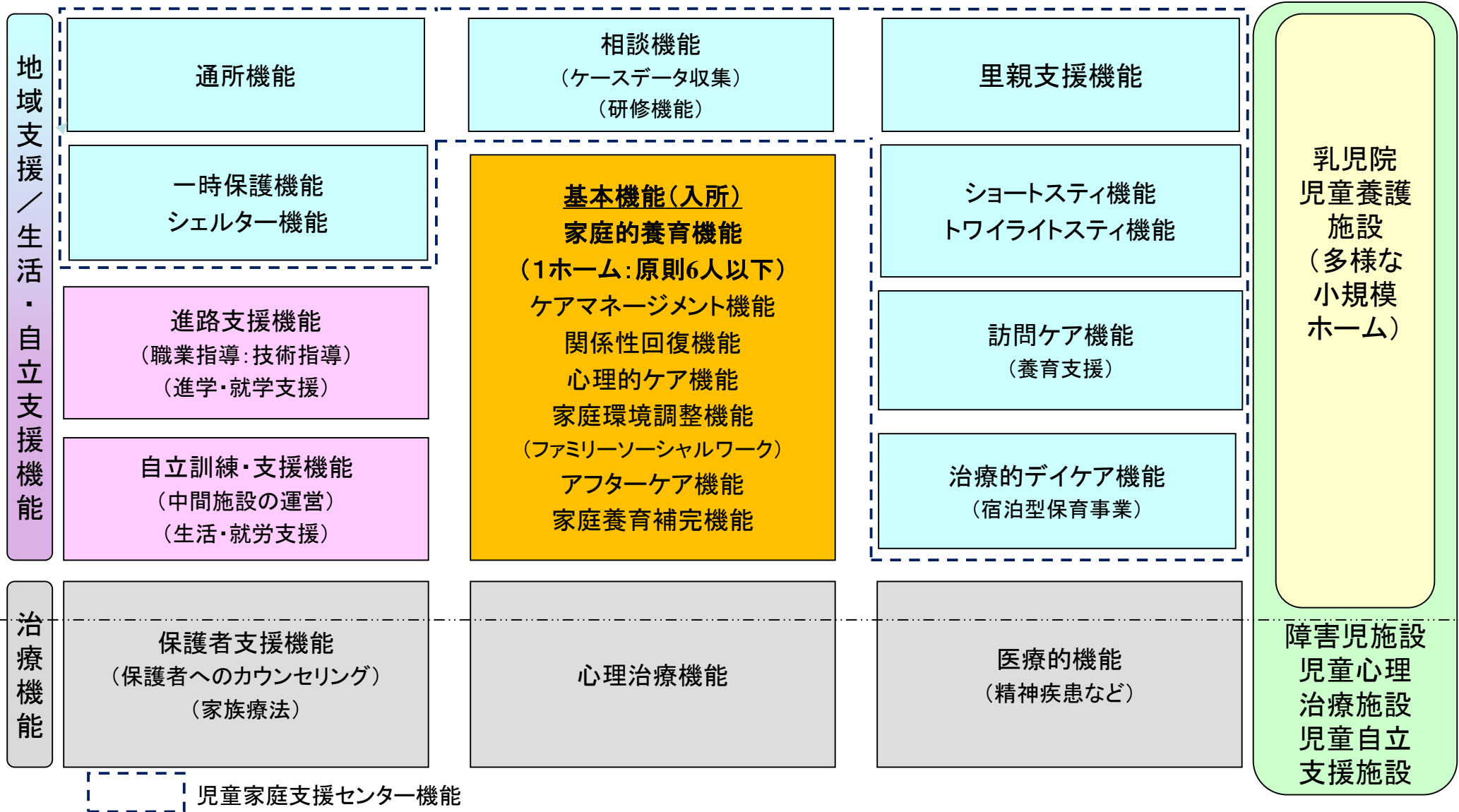
在宅支援  
(支援)

在宅支援＋代替養育  
(補完)

代替養育  
(保護)  
(代替)

# 児童福祉施設の総合センター化構想(案)

## これからの児童福祉施設がもつ機能



障害児施設＋児童家庭支援センター＋児童発達支援センター＋里親支援機能

権利擁護について



# (1) 子どもの意見表明権を保障する仕組みの構築

## ① 児童福祉審議会等の活用

- ・児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられるときや、子どもの意向が児童相談所の措置や対応と一致しないときには、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会に申立てを行うことができることについて、全国会議等において改めて周知徹底を図る。
- ・児童虐待を受けた子どもや要保護児童が自ら意見を表明できる機会を確保するため、子ども自身が行政処分等に不服がある際に自ら都道府県児童福祉審議会等に申し出ることを可能とし、同審議会等が子どもの意見等を調査審議して児童相談所に意見具申を行う枠組みを構築し、全国展開を図る。国においては、2018年度中にガイドラインの作成、2019年度にモデル実施等を行い、全国展開に向けた取組を行う。

## ② アドボケート制度の構築

- ・全ての子どもの意見表明権を保障するアドボケート制度の構築を目指し、まずは、一時保護も含む代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケートの在り方について検討を行う場を設け、海外事例を含む先行事例等の把握を含め検討を行い、その結果を踏まえたモデル実施を行った上で、速やかに全国展開に向けた必要な取組を進める。

(「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」より)

# 改正児童福祉法（令和元年法律第46号）

## 5 児童の意見表明権を保障する仕組みの検討（令和2年4月1日施行）

- 政府は、改正法の施行後2年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
（改正法附則第7条第4項関係）

（「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」より）